

石巻市監査委員告示第4号

平成26年3月26日付け石巻市監査委員告示第2号で公表した復興事業部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成26年5月12日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 森 山 行 輝

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成26年3月25日付け石監第28号で指摘があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>復興住宅課</p> <p>【支出事務】</p> <p>平成25年11月26日に開催された第2回石巻市借上市営住宅制度運営委員会において承認された、石巻市営沖六勺東復興住宅及び石巻市営沖六勺西復興住宅に係る借上料の算定について、次のとおり適用する算定率を誤り、過大に算出されていた。</p> <p>当該借上に係る賃貸借契約については、平成26年1月17日付で契約締結されており、借上期間は、平成26年2月1日から平成46年1月31日までとなっている。</p> <p>そのため、1回目の支払となる平成26年2月分については、翌月の3月に支払予定であったため、当該算定誤りによる過大支出はなかったものの、本契約による借上期間は、20年という長期にわたるものであり、算定誤りによる借上料と適正な借上料との差額が少額であったとしても、将来的には大きな差額となってしまうことになる。</p> <p>については、本契約については、速やかに変更されるとともに、今後の市営借上住宅に係る借上料の算定に当たっては、石巻市借上市営住宅の借上料に関する算定基準の規定に</p>	<p>【支出事務に対する指摘事項について】</p> <p>今回の指摘事項に対し、措置した内容は次のとおりです。</p> <p>借上料の算定は、表計算ソフトを用いて算出しております。</p> <p>今回、借上料の算定に誤りが生じたのは、表計算シートへの計算式の入力ミス及びその計算結果の検算を怠ったことによるものであります。</p> <p>当該賃貸借契約につきまして、適正な借上料に是正した賃貸借変更契約書により契約を締結いたしました。</p> <p>今後は、複数の職員で入力確認を行うとともに、検算によるチェックを徹底して再発を防止します。</p>

基づき、慎重かつ正確に行われたい。

1 石巻市営沖六勺東復興住宅

土地に係る利回りの算定率及び当該住宅の課税対象額を求める際の算定率の適用を誤り、借上料を過大に算出していた。

(1) 土地に係る利回りの算定率

誤：2/100 正：1/100

(2) 課税対象額を求める際の算定率

誤：60/100 正：65/100

(3) 借上料の正誤表

住戸タイプ	借上料(誤)	借上料(正)	差額
1LDK (50.5 m ²)	58,200 円	58,000 円	200 円
1LDK (59.6 m ²)	68,700 円	68,400 円	300 円
2LDK (61.0 m ²)	70,300 円	70,000 円	300 円
3LDK (76.4 m ²)	89,100 円	87,700 円	1,400 円

2 石巻市営沖六勺西復興住宅

土地に係る利回りの算定率の適用を誤り、借上料が過大に算出されていた。

(1) 土地に係る利回りの算定率

誤：2/100 正：1/100

(2) 借上料の正誤表

住戸タイプ	借上料(誤)	借上料(正)	差額
2LDK (63.8 m ²)	69,600 円	69,400 円	200 円
1LDK (62.4 m ²)	68,100 円	67,900 円	200 円
3LDK (76.0 m ²)	82,900 円	82,600 円	300 円